

あま咲きコイン発行店規約

第1条 目的

あま咲きコイン発行店規約（以下「本規約」といいます。）は、尼崎市（以下、「本市」といいます）が定める「あま咲きコイン利用規約」（以下「利用規約」といいます。）の内容を十分に理解し同意した上で、発行店として利用規約第2条及び第6条に定めるあま咲きコイン（SDGsポイント）及びあま咲きコイン（プレミアム）（以下「発行店ポイント」といいます。）を発行するための取扱いについて定めるものです。

第2条 定義

本規約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「発行店」とは、発行店ポイントを利用者に対して発行するために、本規約第4条第5項において、本市からポイントの発行等を認められ、その旨の通知を受けた者をいいます。
- (2) 「発行メニュー」とは、発行店としてあま咲きコインを活用し、地域経済の活性化に資する取組又はSDGsに資する行動などに対してポイントを発行し、利用者へ付与するための条件をいいます。
- (3) 「利用者」とは、利用規約に基づきあま咲きコインを利用する者のうち、本規約に基づき発行店から付与されたポイントを利用する者をいいます。
- (4) 「アプリ」とは、あま咲きコイン利用のためのスマートフォン用アプリケーションソフトをいいます。
- (5) 「システム」とは、ポイントの付与・管理・利用などを行う、株式会社トラストバンクが「chiica」の名称で提供する地域通貨プラットフォームサービスに関するシステムをいいます。

第3条 発行店対象者

発行店対象者は、以下の内容に該当する者としてします。ただし、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号、第5号及び第7号のいずれかに該当する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）は、対象から除外します。

- (1) 尼崎市内において事業活動を行う又は行う予定がある法人、個人事業主、個人
- (2) その他、本市が適当と認める者

第4条 ポイントの発行の申込

1. ポイントの発行を希望する者（以下「発行店希望者」といいます。）は、本規約の内容を承諾の上、原則として発行の開始を希望する日の1か月前までに本市に事前の相談

を行うとともに、本市に対して以下の内容を記載する「あま咲きコイン発行店登録申請書」（様式 1）及び必要に応じて本市が指定する情報に関する書類を提出し、発行店としてポイントを発行する権利を申し込むものとします。また、「あま咲きコイン発行店登録申請書」（様式 1）に変更が生じた場合は、「あま咲きコイン発行店登録申請書（変更）」（様式 1－2）を提出するものとします。

- (1) 申請者情報
 - (2) 発行目的
 - (3) 総発行予定ポイント数
 - (4) ポイント発行期間
 - (5) 発行メニュー
 - (6) その他、本市が必要と認める項目
2. 前項第 5 号の発行メニューの対象とならないものについては、次の各号のいずれかに該当するものとします。
 - (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 市の信用や品位を損なうおそれのあるもの
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの
 - (4) その他、本市が適当でないと認めるもの
 3. 第 1 項第 3 号の総発行ポイント数の申込下限は原則 100,000 ポイントとします。100,000 ポイント未満の発行を希望する場合は別途市と協議が必要です。
 4. 第 1 項第 4 号の発行期間は、申込を行った日の属する年度の末日までの期間とします。
 5. 発行店希望者が第 1 項の申込みをした場合、本市は、その内容を審査します。審査の結果、発行店としてポイントの発行を認める場合、発行店希望者に対して、その旨通知するものとします。

第 5 条 ポイントの発行に伴う負担

1. 前条の申込にかかるポイントの発行費用については、その原資分について、1 ポイントを 1 円として換算した額を、発行店がその全額を負担し、本市に対してポイントの発行開始日までに、本市が指定する方法により支払うものとします。
2. ポイントの発行に必要となる専用アプリを導入するための端末については、発行店が用意するものとします。

第 6 条 ポイントの発行

1. 本市は、前条第 1 項の支払を確認したときは、支払額を 1 円を 1 ポイントとして換算し、同額を上限とするポイントをシステム上で発行できるよう設定するものとします。
2. 第 1 項の支払が完了した場合は、それ以降の発行店によるポイント発行額に関わらず、一切返金することはできません。

第7条 発行許可の取消

1. 本市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、発行店への発行許可を取り消すことができます。
 - (1) 発行店から発行許可の取消の届出があったとき
 - (2) 発行店が不正な発行を行ったとき
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号、第5号及び第7号のいずれかに該当するとき
 - (4) その他、発行許可を取り消すべき事由が生じたとき
2. 本市は、この規約に重大な違反をして発行許可を受け、又は本発行許可に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに発行者の受けた発行許可の取消を行い、再度の発行許可申請も拒否することができます。
3. 本市は、第1項に基づき発行許可を取り消した場合は、その旨を該当者に通知するものとします。

第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、あま咲きコインに関する事項は、あま咲きコイン利用規約に基づくものとし、その他必要な事項は地域産業課長が定めるものとします。

令和3年8月1日制定

令和4年2月1日改定

令和4年3月15日改定

令和6年4月1日改定